

# 令和4年6月成田市議会定例会議案資料

## (改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
2	・成田市税賦課徴収条例	3
	・成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	13
3	・成田市都市計画税条例	14
4	・成田市手数料条例	16
5	・成田市予防接種健康被害調査委員会設置条例	42
7	・成田市税賦課徴収条例（令和4年3月31日専決）	43
8	・成田市都市計画税条例（令和4年3月31日専決）	48

○議案第2号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条関係】</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第17条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、成田市手数料条例(平成12年条例第11号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる</p>	<p>【第1条関係】</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第17条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、成田市手数料条例(平成12年条例第11号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

現行	改正案
<p><u>申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)<u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 <u>所得割の納税義務者が、第33条第4項本文に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項本文に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定</u></p>	<p>5 略</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 <u>所得割の納税義務者が、第33条第4項本文に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項本文に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る</u></p>

現行	改正案
<p>株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規</p>	<p>所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定す</p>

現行	改正案
<p>定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(第4項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は，<u>施行規則第2条第4項ただし書</u>の規定により，市長の定める様式による。</p> <p>3～9 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>(1) 略</p>	<p><u>る自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(第4項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は，<u>施行規則第2条第3項ただし書</u>の規定により，市長の定める様式による。</p> <p>3～9 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</u>の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き，合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p>

現行	改正案
<p>(2)・(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p>

現行	改正案
<p>第51条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>第51条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>
<p>第64条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧</u>の手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>	<p>第64条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</u>の手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>
<p>第64条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>交付</u>手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。</p>	<p>第64条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。</p>
<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条</p>	<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条</p>



現行	改正案
<p>第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2～15 略</p>	<p><u>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p>
<p>16・17 略</p>	<p><u>3～16 略</u></p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p><u>17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>
<p>第16条の3 略</p>	<p><u>18・19 略</u></p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第16条の3 略</p>	<p>第16条の3 略</p>
<p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項本文に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株</u></p>	<p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>

現行	改正案
<p><u>式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時</u></p>	<p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は<u>第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようと</u></p>

現行	改正案
<p><u>でに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)<u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)<u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であ</u></p>	<p><u>する旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>

現行	改正案
<p><u>ると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項本文」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第33条第6項本文」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染</u></p>	<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項本文」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第33条第6項本文」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

現行	改正案
<p>症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	

・成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>【第2条関係】</p> <p>第1条 成田市税賦課徴収条例(昭和29年条例第31号)の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p>略</p> <p>附 則(令和3年条例第20号)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>前項に定めるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令</u></p>	<p>【第2条関係】</p> <p>第1条 成田市税賦課徴収条例(昭和29年条例第31号)の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族( )の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p>略</p> <p>附 則(令和3年条例第20号)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定</u></p>

現行	改正案
和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

○議案第3号資料

・成田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>5 略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>附則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都</p>	<p>附 則</p> <p><u>(法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合)</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>6 略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>7・8 略</p> <p>9 <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都</p>

現行	改正案
<p>市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>12～14</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>15</u> 略</p>	<p>市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>13～15</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>16</u> 略</p>

現行	改正案
<p>16 <u>附則第6項及び第8項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項から第14項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>17 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、<u>第39項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>18 略</p>	<p>17 <u>附則第7項及び第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項から第15項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>18 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、<u>第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>19 略</p>

○議案第4号資料

・成田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)関係手数料</p>	<p>別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)関係手数料</p>



現行				改正案			
手数料の種類	区分		金額	手数料の種類	区分		金額
長期優良住宅 建築等計画認 定申請手数料	申請に係る長期優良住 宅建築等計画が、住宅 の品質確保の促進等に 関する法律(平成11年 法律第81号)第5条第1 項に規定する登録住宅 性能評価機関(以下こ の項において「登録住 宅性能評価機関」とい う。)により長期優良住 宅の普及の促進に関す る法律第6条第1項第1 号に掲げる基準に適合 していると認められた ものである場合	新 築	略	長期優良住宅 建築等計画認 定申請手数料	申請に係る長期優良住 宅建築等計画が、住宅 の品質確保の促進等に 関する法律(平成11年 法律第81号)第5条第1 項に規定する登録住宅 性能評価機関(以下こ の項及び次項において 「登録住宅性能評価機 関」という。)により長 期優良住宅の普及の促 進に関する法律第6条 第1項第1号に掲げる基 準(以下この項及び次 項において「長期使用 構造等基準」という。) に適合していると認め られたものである場合	新 築	略
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が5戸 以下の もの	1棟につき 15,000円			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が5戸 以下の もの	1件につき 15,000円
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が5戸 を超え 10戸以 下のも の	1棟につき 27,000円			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が5戸 を超え 10戸以 下のも の	1件につき 27,000円
		共同住 宅等で	1棟につき 42,000円			共同住 宅等で	1件につき 42,000円

現行				改正案			
		あって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの				あって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1棟につき 73,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 73,000円
		共同住宅等であって、建築物	1棟につき 119,000円			共同住宅等であって、建築物	1件につき 119,000円

現行				改正案			
		全体の 住戸の 数が50 戸を超 え100戸 以下の もの				全体の 住戸の 数が50 戸を超 え100戸 以下の もの	
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が100 戸を超 え200戸 以下の もの	1棟につき 199,000円			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が100 戸を超 え200戸 以下の もの	1件につき 199,000円
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の	1棟につき 248,000円			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の	1件につき 248,000円

現行				改正案			
		数が200戸を超え300戸以下のもの				数が200戸を超え300戸以下のもの	
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1棟につき 272,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 272,000円
		略				略	
	増築又は改築	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1棟につき 23,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 23,000円

現行			改正案		
	もの			もの	
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき 40,000円		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 40,000円
	共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟につき 63,000円		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 63,000円
	共同住宅	1棟につき		共同住宅	1件につき

現行				改正案			
		宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が25 戸を超 え50戸 以下の もの	109,000円			宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が25 戸を超 え50戸 以下の もの	109,000円
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が50 戸を超 え100戸 以下の もの	1棟につき 179,000円			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が50 戸を超 え100戸 以下の もの	1件につき 179,000円
		共同住 宅等で あって、	1棟につき 299,000円			共同住 宅等で あって、	1件につき 299,000円

現行			改正案		
		建築物 全体の 住戸の 数が100 戸を超 え200戸 以下の もの			建築物 全体の 住戸の 数が100 戸を超 え200戸 以下の もの
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が200 戸を超 え300戸 以下の もの	1棟につき 372,000円		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が200 戸を超 え300戸 以下の もの
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の	1棟につき 409,000円		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の

現行				改正案			
			住戸の数が300戸を超えるもの				住戸の数が300戸を超えるもの
申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準</u> に適合していると認められたもの以外のものである場合	新築	略		申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により <u>長期使用構造等基準</u> に適合していると認められたもの以外のものである場合	新築	略	
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	<u>1棟につき</u> 102,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	<u>1件につき</u> 102,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以	<u>1棟につき</u> 165,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以	<u>1件につき</u> 165,000円



現行				改正案			
		下のもの				下のもの	
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟につき 326,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 326,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1棟につき 594,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 594,000円

現行			改正案				
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1棟につき 1,035,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 1,035,000円
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟につき 1,916,000円			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 1,916,000円
		共同住宅等で	1棟につき 2,744,000円			共同住宅等で	1件につき 2,744,000円

現行				改正案			
			あって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟につき 3,360,000円			あって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの
		増築又は改	略	略			略
		共同住宅等であって、建築物	1棟につき 154,000円			共同住宅等であって、建築物	1件につき 154,000円

現行			改正案		
	築	全体の 住戸の 数が5戸 以下の もの		築	全体の 住戸の 数が5戸 以下の もの
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が5戸 を超え 10戸以 下のも の	<u>1棟</u> につき 248,000円		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が5戸 を超え 10戸以 下のも の
		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が10 戸を超	<u>1棟</u> につき 489,000円		共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が10 戸を超
					<u>1件</u> につき 248,000円
					<u>1件</u> につき 489,000円

現行				改正案			
		え 25 戸 以下 の もの				え 25 戸 以下 の もの	
		共同住 宅等 であ って、 建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 25 戸 を 超 え 50 戸 以下 の もの	1棟につき 891,000円			共同住 宅等 であ って、 建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 25 戸 を 超 え 50 戸 以下 の もの	1件につき 891,000円
		共同住 宅等 であ って、 建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 50 戸 を 超 え 100 戸 以下 の もの	1棟につき 1,552,000円			共同住 宅等 であ って、 建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 50 戸 を 超 え 100 戸 以下 の もの	1件につき 1,552,000円

現行			改正案		
		もの			もの
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1棟につき 2,875,000円		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの
		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1棟につき 4,117,000円		共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの
		共同住宅	1棟につき		共同住宅
					1件につき

現行				改正案			
		宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が300 戸を超 えるも の	5,040,000円			宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が300 戸を超 えるも の	5,040,000円
<p>備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。</p>				<p>備考</p> <p>1 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係るものに限る。)の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額(備考の1の規定の適用を受ける場合には、その適用後の額)に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。</p>			

現行		改正案			
		<u>長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手数料</u>	<u>申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期使用構造等基準に適合していると認められたものである場合</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>1件につき</u> <u>12,000円</u>
				<u>共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>23,000円</u>
				<u>共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>40,000円</u>
				<u>共同住宅</u>	<u>1件につき</u>



現行		改正案		
			宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が10 戸を超 え25戸 以下の もの	<u>63,000円</u>
			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が25 戸を超 え50戸 以下の もの	1件につき <u>109,000円</u>
			共同住 宅等で あって、	1件につき <u>179,000円</u>

現行		改正案	
			建築物 全体の 住戸の 数が50 戸を超 え100戸 以下の もの
			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が100 戸を超 え200戸 以下の もの
			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の
			1件につき 299,000円
			1件につき 372,000円

現行		改正案		
			住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 409,000円
		申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期使用構造等基準に適合していると認められたもの以外のものである場合	一戸建ての住宅	1件につき 63,000円
			共同住宅等であって、建築物全体の	1件につき 154,000円

現行		改正案	
			住戸の数が5戸以下のもの
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの
			共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸
			1件につき 248,000円
			1件につき 489,000円

現行		改正案	
			以下の もの
			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が25 戸を超 え50戸 以下の もの
			共同住 宅等で あって、 建築物 全体の 住戸の 数が50 戸を超 え100戸 以下の もの
			1件につき 891,000円
			1件につき 1,552,000円

現行		改正案		
			<u>共同住宅等で</u> <u>あって、</u> <u>建築物</u> <u>全体の</u> <u>住戸の</u> <u>数が100</u> <u>戸を</u> <u>超</u> <u>え200戸</u> <u>以下</u> <u>の</u> <u>もの</u>	1件につき <u>2,875,000円</u>
			<u>共同住宅等で</u> <u>あって、</u> <u>建築物</u> <u>全体の</u> <u>住戸の</u> <u>数が200</u> <u>戸を</u> <u>超</u> <u>え300戸</u> <u>以下</u> <u>の</u> <u>もの</u>	1件につき <u>4,117,000円</u>
			<u>共同住宅等で</u>	1件につき <u>5,040,000円</u>

現行			改正案		
				<p>あつて、 建築物 全体の 住戸の 数が300 戸を超 えるも の</p>	
				<p><u>備考</u> 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。)の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		1件につき 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		1件につき 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(長期優

現行			改正案		
					<u>良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。)</u> の変更にあつては、 <u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の1の規定を適用した額</u> に2分の1を乗じて得た額
<p>備考 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合について準用する。</p>			<p>備考 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項の備考の2の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合について準用する。</p>		
			<u>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</u>		<u>1件につき 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ</u>



現行			改正案		
					<u>れ金額の欄に定め</u> <u>る額(共同住宅等に</u> <u>係る長期優良住宅</u> <u>維持保全計画(長期</u> <u>優良住宅の普及の</u> <u>促進に関する法律</u> <u>第5条第6項の規定</u> <u>による認定の申請</u> <u>に基づき同法第6条</u> <u>第1項の認定を受け</u> <u>たものに限る。)</u> <u>の変更にあつては、長</u> <u>期優良住宅維持保</u> <u>全計画認定申請手</u> <u>数料の項の備考の</u> <u>規定を適用した額)</u> <u>に2分の1を乗じて</u> <u>得た額</u>
譲受人を決定した 場合又は 管理者等が選 任された場合 における認定 を受けた長期	1件につき	1,700円	譲受人を決定 した場合又は 管理者等が選 任された場合 における認定 を受けた長期	1件につき	1,700円

現行			改正案		
優良住宅建築 等計画変更認 定申請手数料			優良住宅建築 等計画変更認 定申請手数料		
略			略		

○議案第5号資料

・成田市予防接種健康被害調査委員会設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市が行う予防接種により健康被害が発生した場合において、当該健康被害の発生事例について医学的見地から調査を行い、当該健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、市長の諮問機関として成田市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 委員会は、委員<u>9人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>成田赤十字病院代表 1人</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>千葉県感染症予防調査会委員のうち千葉県知事の指定する専門医師 3人以内</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市が行う予防接種に起因するものとして健康被害の届出があった場合において、当該健康被害について医学的見地から調査を行い、当該健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、市長の諮問機関として成田市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 委員会は、委員<u>8人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>予防接種に関し専門的知識を有する者 3人以内</u></p>

現行	改正案
3・4 略	3・4 略

○議案第7号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告について</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告について</p>

現行	改正案
<p>は、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>は、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10～14 略</p>	<p>10～14 略</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 略</p>	<p>16 略</p>
<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>
<p>第64条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p>	<p>第64条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧の手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p>
<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>
<p>第64条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。</p>	<p>第64条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の交付手数料は、成田市手数料条例に定めるところによる。</p>

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p><u>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

現行	改正案
<p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>11 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>12 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>14 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>14 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>16 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>15 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>17・18 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>16・17 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 略</p>	<p>第10条の3 略</p>
<p>2～8 略</p>	<p>2～8 略</p>
<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p>	<p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p>
<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
<p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>

現行	改正案
<p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>12・13 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産</p>	<p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>12・13 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあって</p>

現行	改正案
<p>税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>は、<u>100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 略</p>

○議案第8号資料

・成田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>



現行	改正案
<p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項</u>、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	<p>16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項</u>、<u>第7項</u>、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>

現行	改正案
<p>17 法附則第15条第1項，第10項，<u>第15項から第19項まで</u>，第21項，第22項，<u>第26項，第29項，第33項から第35項まで</u>，第37項から第39項まで，第42項若しくは第43項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第2条第2項中「又は第33項」とあるのは，「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>17 法附則第15条第1項，第10項，<u>第14項から第18項まで</u>，第20項，第21項，<u>第25項，第28項，第32項から第36項まで</u>，第39項若しくは第40項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第2条第2項中「又は第33項」とあるのは，「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>